

# 令和7年度第2回鹿児島海区漁業調整委員会

## 議 事 録

### 1 日程等

#### (1) 日 時

令和7年6月16日（月）午後2時30分から午後4時まで

#### (2) 場 所

県庁10階漁業調整委員会室

#### (3) 出席者

次頁のとおり

### 2 議事内容及び結果

#### (1) まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について（諮問）

→ 原案のとおり鹿児島県知事漁獲可能量の設定等を行うことを適当とする旨、答申することを決定

#### (2) 知事許可漁業の制限措置等の公示について（諮問）

→ 原案のとおり制限措置等を定めることを適当とする旨、答申することを決定

#### (3) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について（協議）

→ 原案のとおり鹿児島県連合海区漁業調整委員会へ提出することを決定

#### (4) 区画漁業権における条件の変更について（協議）

→ 原案のとおり条件を変更することを決定

#### (5) まあじに関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

→ 意見なし

#### (6) 知事許可漁業の制限措置等の見直しについて（報告）

→ 意見なし

令和7年度第2回鹿児島海区漁業調整委員会

日時：令和7年6月16日(月) 午後2時30分から

| 区 分         | 氏 名       | 出 欠 |
|-------------|-----------|-----|
| 漁業者・漁業従事者委員 | 阿久根 金也    | ○   |
| 漁業者・漁業従事者委員 | 重 信 雅 彦   | ○   |
| 漁業者・漁業従事者委員 | 野 村 敬 司   | ○   |
| 漁業者・漁業従事者委員 | 小 崎 春 海   | ○   |
| 漁業者・漁業従事者委員 | 増 本 雄 二   | ○   |
| 漁業者・漁業従事者委員 | 大 久 保 光 朗 | ○   |
| 漁業者・漁業従事者委員 | 山 下 伸 吾   | ○   |
| 漁業者・漁業従事者委員 | 鵜 瀬 芳 昭   | ○   |
| 漁業者・漁業従事者委員 | 川 畑 興 文   | ○   |
| 学 識 経 験 委 員 | 西 一 樹     | ○   |
| 学 識 経 験 委 員 | 篤 昭 仁     | ○   |
| 学 識 経 験 委 員 | 久 賀 み ず 保 | ○   |
| 中 立 委 員     | 前 田 祝 成   | ×   |
| 中 立 委 員     | 前 田 圭 子   | ×   |
| 中 立 委 員     | 久 保 源 一 郎 | ×   |

(出席者) 12人  
(欠席者) 3人

【事務局等】

| 職名                 | 氏名        |
|--------------------|-----------|
| 事務局長（水産振興課資源管理監）   | 板 坂 信 明   |
| 事務局次長（水産振興課漁業調整係長） | 村 田 圭 助   |
| 書記（水産振興課漁業調整係水産技師） | 竹 内 唯     |
| 水産振興課漁業調整係技術主査     | 小 路 口 拡 輝 |
| 水産振興課漁業調整係水産技師     | 山 神 諒 平   |
| 水産振興課漁業監理係技術主査     | 保 科 圭 佑   |

－ 午後 2 時 30 分開会 －

○板坂事務局長

それでは、定刻となりましたので、令和 7 年度第 2 回鹿児島海区漁業調整委員会を開催します。本日は、委員 15 名中 12 名の出席をいただいております。鹿児島海区漁業調整委員会事務規程第 6 条第 1 項に定めている定数を満たしておりますので、本委員会は成立いたします。

ここで、前回欠席でした学識経験委員の西委員を紹介します。

○西委員

西です。よろしくお願いします。

○板坂事務局長

注意事項です。発言は挙手の上、議長の了承を得た後に行うようにしてください。また、発言の際は事務局がマイクをお渡しします。マイクがお手元に届いてから発言を行ってください。

それでは、議長に議事進行をお願いいたします。

○阿久根議長

皆さんこんにちは。あっという間に梅雨と言ってましたが、こんな蒸し暑いものかなあと。

もう梅雨は上がったんじゃないか、5 月の雨のときが梅雨だったんじゃないかっていう地方もあると言っていました。うちはまだ、真っ只中じゃないかなと思っています。皆さん、梅雨のこの時期に脱水になってしまうこともあると思うので、事故のないように願っておきたいと思います。

それでは、議事に入る前に議事録署名者について、私から指名するということによろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

それでは今回は、小崎委員と増本委員をお願いいたします。早速議事に入ります。

**【議題 1 まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和 7 管理年度における  
鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について】**

○阿久根議長

議題 1 は「まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和 7 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について」です。これは諮問事項です。県執行部からの説明をお願いします。

○事務局（保科技術主査）

水産振興課の保科です。お手元の資料の右肩上、資料 1 と書かれた資料を御覧ください。

まず本案件は諮問事項ですので、めくっていただいて 1 ページ目に諮問文をつけております。読み上げます。

（諮問文）

水振第 191 号－ 1  
令和 7 年 6 月 16 日  
（水産振興課扱い）

鹿児島海区漁業調整委員会 会長 様

鹿児島県知事

まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和 7 管理年度における  
鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について（諮問）

このことについて、本県の知事管理漁獲可能量を別紙 1 のとおり定めたいので、漁業法第 16 条第 2 項に基づき貴委員会の意見を求めます。

また、同管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、別紙 2 の取扱いとしたいので、同条第 5 項において準用する第 2 項に基づき貴委員会の意見を併せて求めます。

それでは 2 ページ目をお願いします。「まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和 7 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について」ということで、まずこの令和 7 管理年度といいますのが、令和 7 年の 7 月から令和 8 年の 6 月までを指す年度となっております。

では、まず1番「特定水産資源名の変更について」でございます。こちらがですね、令和6年度に資源評価上の名称がこれまでは「ごまさば東シナ海系群」という系群名だったんですが、「ごまさば対馬暖流系群」に変更されました。

これを受けまして、国が定める資源管理基本方針とともに、県の資源管理方針を次のように変更したいと考えております。

変更前が「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」でしたが、これが「まさば及びごまさば対馬暖流系群」といった表記となります。

では続いて、設定についてですね。2番「県に配分された漁獲可能量」ですが、まず、県全体で9,700トンという枠が今回示されております。それを3番の県の資源管理方針から抜粋したのですが、この配分方法に基づいて配分をいたします。中段の表を御覧ください。中段の表がですね、まき網漁業とその他漁業における漁獲実績となっております。これらの平均が、3ヵ年間で、まき網漁業が5,319トン、その他漁業は669トンということで、比率に直しますと、まき網漁業が88.8%、その他漁業が11.2%となっております。

これをそれぞれかけまして、4番のところの表にあります、設定案ですが、まき網漁業が7,800トン、その他漁業が現行水準ですが、目安数量として930トン、県留保枠が970トンということで、合計9,700トンをこういった形で按分をしようと考えております。

今後は関係する漁業調整委員会の方に諮問、答申をいただきまして、農林水産大臣の承認を経て、県公報によって告示をしたいと考えています。

それでは3ページ目をお願いします。3ページ目、別紙2ですね。

こちらが、県の知事管理漁獲可能量の変更の取り扱いについて、事前に皆さんの意見を聞くための資料となっております。

まず背景ですが、県の方針の方にですね、具体的な変更方法というのが記載はされているんですが、それをより具体的な内容で皆さんに意見を聞いた上で、今後の変更をしていきたいというところでございます。

中段の方も少し字が小さくなってるところ、これが原文をそのまま抜粋したのですが、それを具体的に示したのが2番「具体的な取り扱い」というところでございます。

まず、大きく2パターン変更があると考えておりまして、1つ目が(1)本県への追加配分または他県から融通を受ける場合ですね。これはいずれも鹿児島県の漁獲可能量が増える方向、外から枠をもらっていく上での方向の話です。

この場合は、当初に漁獲可能量管理区分ごとに按分した比率で、先ほどお話したまき網漁業が88%、その他漁業が11.2%とありましたが、そういった同じ按分した比率で、追加配分された数量を配分します。なお、現行水準についても同様な対応しますよというのが、追加を受けるときの考え方です。

(2) 他県等で融通する場合。これは本県から、他の県、もしくは団体の方に漁獲可能量を有する場合、譲渡する場合を指します。これについては、配分を受ける方の同意があった場合、ここでいう配分を受けるものというのは、数量明示として漁獲可能量が与えられるところ、まさば及びごまさばでいいますと、まき網漁業が該当いたします。

まき網漁業の合意があった場合は、その合意があった数量を減らしまして、県留保枠に移します。その後、農林水産大臣に届け出て、国等と手続きを行っていくことを考えております。

そして最後に、(1)、(2)の融通もしくは配分を受けた場合、まず県のホームページもしくは、県の広報で公表しまして、変更後に開催される鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に報告をさせていただくと考えております。

最後にその他ですが、鹿児島、熊毛海区漁業調整委員会の意見を聞いて、それ以外の変更する場合については、両会長の意見を聞いてから変更を行うようにしようと考えております。

なお、この取り扱いについてはですね、令和6管理年度も同様の考え方で執行しておりまして、令和7管理年度においても、全くその方向性というのは変わっておりません。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

## ○阿久根議長

ただいま県からの説明が終わりました。ただいまの説明について、委員の皆様方から御意見、御質問等ございますか。

## ○篤委員

ちょっと教えてください。漁獲可能量の設定についてなんですけど、過去3カ年の漁獲実績の数値から按分するという話だったんですが、まき網以外のその他の漁業については、4番の表のところにありますが、ここは11.2%じゃなくて現行水準という形になってますけど、現行水準という取扱はどういうことですか。

## ○事務局（保科技術主査）

はい、ありがとうございます。その他漁業の現行水準の取扱について、御質問いただいたところです。

まず、漁獲可能量というのが数量明示とその他の現行水準で大きく分けられるんですが、県全体で言いますところの8割にあたる漁業に対して数量を明示して、その数量の中で管理しようというのが、ここでいうところのまき網漁

業、数量明示の考え方ですね。それに対して現行水準、残りの2割弱のことを指すのですが、これについては、あくまで目安の数量、それを超えたからといって何か急に数量が変わるとか、いうものではなくて、資源管理をする上での目安としての数量が与えられると。そういった区分を現行水準と呼んで、こういった目安数量を当てたいというような状況でございます。

#### ○篤委員

ありがとうございました。漁獲実績を見たときに、令和4年は975トンだったものですから、この現行水準だと下回ってることになるわけですから。現行水準をオーバーしたときに、それだったら11.2%の方がいいのかなと思って質問したんですけど、オーバーしても制約はかからないという理解でよいですね。

#### ○事務局（保科技術主査）

委員のおっしゃるとおりで、オーバーしてもすぐ何か制限がかかるものではないんですが、それが県全体で超えそうになったときには、当然ストップをかけることにはなります。

#### ○阿久根議長

他の委員の皆様方から、御意見、御質問ございませんか。

#### ○久賀委員

確認です。今回、名称の変更ということなんですけれども、管理の対象となる漁獲量自体は、特にまさばとごまさばが区別されていたということではないですよ。単に名前だけが変わったという認識でよろしいでしょうか。

#### ○事務局（保科技術主査）

今回はですね、資源評価上の系群名が東シナ海系群から対馬暖流系に変わったただけですので、管理体制手法については変更ございません。

#### ○阿久根議長

他に委員の皆様方から、御意見、御質問ございませんか。

それでは、特に御意見もないようですので、議題1の「まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について」は、原案のとおり、漁獲可能量の設定等することが適当である旨、答申してよろしいですか。

（「はい。」という声あり。）

○阿久根議長

それでは、そのように答申することに決定します。

県におかれましては、本県のまさば、ごまさばに係るまき網を含めた漁業者が遅滞なく1年中安心して操業できるように他県とも連携をとって、よろしくお願いいたします。

**【議題2 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）】**

○阿久根議長

それでは議題2は「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について」です。これも諮問事項です。県執行部からの説明をお願いいたします。

○事務局（竹内水産技師）

水産振興課の竹内です。座って説明させていただきます。

資料1の1ページをご覧ください。本議題は諮問事項ですので、諮問文を読み上げさせていただきます。

（諮問文）

水振第260号  
令和7年6月16日  
（水産振興課扱い）

鹿児島海区漁業調整委員会 会長 様

鹿児島県知事

**知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）**

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第58条において準用する第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

2ページを御覧ください。始めに、1番、刺し網（きびなご流網）漁業について御説明します。

こちらは北さつま漁協所属組合員から許可の要望があったものです。制限措

置は記載のとおりで、同漁協所属の他の許可者と内容をそろえております。操業区域は記載のとおり、漁業時期は1月1日から12月31日、船舶の総トン数、推進機関の馬力数は定めなし、許可又は起業の認可をすべき船舶の数は1隻、漁業を営む者の資格は定めなしとなっています。

当該漁業は、令和7年3月に継続の許可を行っており、更新時に許可数が4件減少しており、今回の新規許可を行ったとしても、資源状況、漁業調整上問題は無いと考えています。

続いて、2番、固定式刺し網のうち、いせえび雑魚建網漁業について御説明します。

当該漁業は、川内原子力発電所の周辺の、共同漁業権から除外された区域において、いせえびを目的とした固定式刺し網漁業を営もうとするものです。共同漁業権から除外された区域のため、毎年、九州電力と漁業者側で、発電所施設の管理運営に支障が無いよう、操業時期や操業統数等について協議を行っており、協議が整った者について許可をしております。本年においても、公示する漁業時期及び人数で協議が整う見込みで、許可すべき船舶の数は例年通り26隻となっています。許可の有効期間は令和7年8月21日から令和7年12月31日で、申請すべき期間は令和7年7月1日から7月31日となっています。

3ページにはいせえび雑魚建網漁業の操業区域、4ページ以降に参考資料を掲載しておりますのでお目通し願います。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

### ○阿久根議長

ただいま、県からの説明が終わりました。

キビナゴと川内市漁協の原子力発電所の近辺におけるいせえび雑魚建網ですが、この固定式刺し網は、毎年、この時期になりますと川内市漁協と九電が協議のもと、毎年毎年、こういう手続きを行って、許可してきました。

それでは、そういうことも踏まえまして、委員の皆様方から御意見、御質問ございますか。

### ○増本委員

キビナゴ刺し網についてです。これは漁業期間が1月1日から12月31日までとなっていますが、これは戦後の食糧難時代の頃からずっと周年の許可であります。資源の減少というのはどうなのでしょう。キビナゴに至っては最悪です。どこの組合も一緒だと思います。だから、これを周年ではなく、産卵期だけでも禁漁というのはできないんですか。

### ○事務局（山神水産技師）

御質問ありがとうございます。キビナゴは非常に本県にとって重要な資源ではありまして、ただここ近年漁獲量自体が減ってしまっているというのが現状としてあると思っています。そういった制限を他の漁業種類でかけてるものもあるんですが、キビナゴについても業界の中としてやっぱり保護した方がいいという話があるのであれば、まずはその業界内での取り組みとしてやっていくであつたりだとか、そういったことは検討できるんじゃないかと思っています。

### ○増本委員

まさしく業者だけ集まってそういう話し合いを 12、3 年前に南薩地区でやりました。県も御存じだと思います。それが 3 年で頓挫してまとまらなかった。我々漁業者だけでそれをまとめてくれっていうのが無理な話だと思います。やはりこれは行政の力で考えていかないと。私もですね、令和 3 年度に鹿大の水産学部の教授が来たときに、網にかかるきびなごが網にかかったままそのまま産卵したんですよ。きびなごの卵は、砂浜に産卵するものだから、網にもついてしまう。それで網が卵で重くなってしまう。その先生にその現状を話したら、自然界の力はそんなもんじゃないと。これがもう 10 年、20 年、もう 30 年後ですよ。今になって、きびなごがどういう量かと。昔の何十分の一ですよ。今、1 箱 5 万、6 万する。そういうのを考えたときに、これはもう行政にちょっと語ってもらわないと、我々漁業者で取り組んで、それをどうこうというのは無理があると思います。

### ○板坂事務局長

貴重な御意見ありがとうございます。これまでですね、甕島であつたり、種子島であつたり、きびなごの資源管理っていうことで自主的な管理をされてきたところはあると思います。子持ちの時期を保護することが、後々に再生産に繋がっているのはあるんでしょうけれども、一方で、その子持ちきびなごっていうのが売りで、価値を高めてたっていうところもあるかと思います。そういったところが、こういった声を聞けばですね、行政としても動かないといけないっていうことにはなると思うんですけども、資源管理を進めたいかは、言葉悪いかもしれませんが、生活がぎりぎり、今保護に走ったら漁業者がいなくなるというような意見もあるので、こういった意見をいただければですね、我々としてもまずは実態を把握して、関わる漁業者さんがどういった考えを持っているのかっていうところを確認しながら進めることができます。資源管理の方に進めましょうということで大半の意見があるのであればですね、少しそういった規制

をする必要があると思います。

なかなか県が一刀両断にこうしようと言って、皆さんが、県が勝手なこと言うんだという場合もありますので、そのあたりの調整は慎重に進めた上で、全体的方向性を確認するっていうことが必要かと思います。

○阿久根議長

暫時休憩します。

(暫時休憩。)

○阿久根議長

再開します。他に御意見、御質問ございませんか。

ないですね。それでは、特に御意見もないようですので、議題2の「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について」は、原案のとおり定めることが適当である旨、答申してよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

それではそのように答申します。

**【議題3 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について（協議）】**

○阿久根議長

続きまして議題3は「全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について」です。これは協議事項です。県執行部からの説明をお願いいたします。

○事務局（竹内水産技師）

水産振興課の竹内です。座って説明させていただきます。

議題3「全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題について」です。

1ページ目をお開きください。全国海区漁業調整委員会連合会では毎年、国への要望活動を行っております。要望活動までの流れを1に記載しております。

まず、5月に県連合海区事務局にて要望事項の事務局案を作成し、6月に鹿児島、熊毛、奄美大島海区へ要望事項について協議していただきます。3海区で協

議した結果をもとに、7月の連合海区で要望事項案を協議し、議決された後、九州ブロック協議会へ提出します。10月に九州ブロック会議で協議し、全漁調連へ提出、翌年5月の全漁調連総会で要望事項が決定され、秋頃に要望活動が行われます。

2に要望事項案を3つ列挙しております。内容につきましては、3ページから5ページに記載しております。3ページをお開きください。1つ目の提案議題は「大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について」です。要望内容については、「1 鹿児島・熊毛及び奄美海域における大中型まき網漁業及び熊毛海域における沖合底びき網漁業に対して、次の事項を強く要望する。」「2 違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとする。」の2点としております。

4ページをお開きください。2つ目の提案議題は「日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について」です。要望内容については、「1 国は、中国漁船の操業条件を遵守させること。」「2 国は、中国漁船の操業条件を決定する交渉に当たっては、今後とも当県周辺水域には、まき網に限らず、一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。」「3 当県周辺水域における外国漁船の監視取締体制の強化を図ること。」「4 日本漁船の安全な操業を確保すること。」の4点としております。

5ページ目をお開きください。3つ目の提案議題は「太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について」です。要望内容については、「1 国際的な水産資源である太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴い、影響を受ける沿岸漁業者の経営の維持・安定を図るため、我が国の漁獲枠がさらに拡大されるよう関係各国への働き掛けを行うとともに、国内の漁獲枠配分に当たっては、沿岸漁業の操業特性に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないよう見直すこと。」「2 クロマグロの再放流技術の早急な確立・技術導入等への支援制度の拡充、他漁業への転換に必要な技術取得・漁具等に対する支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること。」の2点としております。以上の3つの要望事項は昨年度も同様の内容になっております。

資料は2ページにお戻りください。3の協議内容についてです。ただいま説明しました3つの要望事項について、県連合海区事務局案のとおり要望するかどうかに加えまして、国への新規要望事項がないか協議していただきたいと思えます。また、10月30、31日に開催される九州ブロック会議で話題提供したい項目や議論したい項目がないかを協議していただきたいと思えます。

なお、資料の7ページ以降に、7月23日に行われる今年度要望活動の要望書を添付しておりますので、お時間あるときにお目通しください。それでは、御協議のほどよろしく願いいたします。

○阿久根議長

ただいま、県からの説明が終わりましたが、ずっと前から同じ文章がずっと並んでいるような気もしますが、マグロは最近ですが。委員の皆様方から、この案でいいのか、またはプラスアルファこれも入れたほうがいいんじゃないかということがありましたらこの場で言っていただかないと、もう案が出てからでは連合海区では新規の案は差し込みはできませんので、委員の皆様方から御意見、御質問ございますか。

ないですか。それでは、特に御意見もないようですので、議題3の「全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について」は、原案のとおり鹿児島県連合海区漁業調整委員会へ提出することよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

それではそのように決定します。

**【議題4 区画漁業権における条件の変更について（協議）】**

○阿久根議長

続きまして、議題4は「区画漁業権における条件の変更について」です。これも協議事項です。県からの説明をお願いします。

○事務局（小路口技術主査）

水産振興課漁業調整係の小路口です。議題4「区画漁業権における条件の変更について」御説明します。座って説明させていただきます。

1ページを御覧ください。まず、1の背景です。本県では令和5年9月1日付けで漁業権を免許し、一斉切替を行ったところです。魚類養殖は第1種区画漁業権となりますが、生け簀の台数の最高限度を条件として附しております。今般、下記のとおり漁業権者から条件の変更の要望がございました。

2の条件変更の概要についてです。3、4ページに漁業権連絡図もありますので併せて御確認ください。2つあります。まず、(1)鹿特魚第76号、第77号、第78号の東桜島漁協からの要望です。内容としましては、第76号、第77号の生け簀32台分を第78号に移設したいということです。理由としましては、第78号では沈下式生け簀による運用をおこなっており、近年の高水温に対応しつつ、潮通しがよく、赤潮や貧酸素の影響が少ない、当該漁場に移設したいということです。なお、免許している区域の範囲内での移設となります。

次に、(2)鹿特魚第97号、第98号、第99号のねじめ漁協、県漁協佐多支所

からの要望です。内容としては、佐多支所分の 60 台をねじめ漁協の漁場に同じ台数分移設したいということです。理由としましては、行使者である県漁協佐多支所所属の養殖業者の廃業に伴い、漁場活用の見込みがたたなくなったため、同じ南大隅町内であり、活用の見込みがあるねじめ漁協に免許している第 97 号、第 98 号に移設したいということです。なお、免許している区域の範囲内での移設となります。また、近隣漁協、県かん水養魚協会にも説明を行い、ねじめ漁協の漁場改善計画における放養尾数内で養殖を行う事等事前調整済とのこととです。

最後に要望への対応についてですが、県全体の生け簀台数の最高限度に増減はなく、漁場の区域の範囲内での移設であり、漁業権者の責務である漁場の適切かつ有効な活用に資するものであることから、海区漁業調整委員会の御意見も踏まえつつ、要望のとおり条件を変更することとしたいと考えております。説明は以上です。

#### ○阿久根議長

ただいま県から説明が終わりました。委員の皆様方から御意見、御質問ございますか。

#### ○鵜瀬委員

今回、漁場の移動ということで話があって、かん水の方でもねじめ漁協に関する説明、また近隣でも丁寧に説明いただいております。ただ、この桜島の方は、全然その議題にも上がってこなかったようなんですけれども。

#### ○事務局（小路口技術主査）

今回、ねじめ漁協の案件に関しては、漁協をまたぐ移設をすることで、近隣の漁協さんにもですね、当然台数が増えるわけですから、放養尾数は大丈夫なのかとかですね、そういった事前の調整が必要であろうということで、何か法的に事前の調整が必要なわけじゃないですけども、そこは丁寧に説明したというふうに認識しています。一方で、東桜島漁協に関しましては、同じ漁協の中での増減がない移動ということで、台数が増えるわけじゃないので、事前にかん水養魚協会の方には特段説明はしてないということです。

#### ○鵜瀬委員

問題はないってことですね。

○阿久根議長

問題があるようなことは議題には載ってきませんので、心配しないでください。

それでは議題４の「区画漁業権における条件の変更について」は、そのように条件変更とするということで決定いたします。

**【議題５ まあじに関する令和７管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）】**

○阿久根議長

続きまして議題５は「まあじに関する令和７管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について」です。これは報告事項です。県執行部からの報告説明をお願いします。

○事務局（保科技術主査）

水産振興課の保科です。資料５を御覧ください。表紙をめくっていただいて、１ページ目が説明資料となります。

まず、今回変更に至った理由ですが、４月下旬にまき網漁業においてまとまった漁獲がありまして、消化率が１週間で３０％から６０％まで上昇しました。これを受け、県の漁獲可能量上、ゆくゆくは超過するのではないかという恐れがありましたので、大中型まき網漁業から２、０００トン融通いただいたというものです。

これで、漁獲可能量がどう変更されたかというのは２番です。今回２、０００トン融通いただき、元々２、９００トンだったものが、変更後、４、９００トンとなりました。これの配分方法ですが、３番にあるとおり当初の按分比率を用いて按分します。中段にありますとおり、まき網漁業７３．５％、その他漁業２６．５％ということで、これを掛け合わせまして、変更案にあるとおり、まき網漁業は１、９００トンから３、２００トンに、その他漁業は現行水準ですが、目安数量が７００トンから１、２００トンに、県留保枠は３００トンから５００トンに、合計４、９００トンとなっております。

こちらについては５月１日に県HPで公表するとともに、同日付で県内漁協等へ通知済みとなっております。以上で報告を終わります。

○阿久根議長

ただいま報告が終わりました。水揚げが大量で、足らなくなることは本当にいいことだなと思います。まだ６月ですが、これを超過しそうなときには、どうするとお考えですか。

○事務局（保科技術主査）

はい、ありがとうございます。超過する前にですね、採捕停止命令を出すことになります。

ただ、そうならないように、関係県とは関係を作っています。今回もその関連でですね、週末の金曜日の連絡だったんですが、もう土日の中で打ち合わせをいただいて、月曜日には2,000トン融通しますよという返事をいただきました。

○篤委員

大中型まき網からも融通してもらえるんですか。

○事務局（保科技術主査）

これはですね数量明示をしている団体同士であれば、そのやりとりは可能です。今回、数量明示されているのが、各県と大中型まき網の団体というだけなので、県だから、国だからという仕切りは、今回の融通では関係ありません。

○増本委員

全体配分っていうのは、クロマグロなんかと同じなのか。

○事務局（保科技術主査）

配分方法については基本的に直近3カ年分の平均で出されています。

○阿久根議長

それでは報告事項でしたので、これで終了します。県には一生懸命頑張って、他の県とも連携をとって、漁獲停止ということにならないようにですね、頑張っていたきたいと思います。

それでは、この件につきましては報告事項ですので終了いたします。

**【議題6 知事許可漁業の制限措置等の見直しについて（報告）】**

○阿久根議長

続いて、議題6は「知事許可漁業の制限措置等の見直しについて」です。これも報告事項です。県執行部からの報告をお願いいたします。

○事務局（小路口技術主査）

水産振興課漁業調整係の小路口です。議題6「知事許可漁業制限措置等の見直し」について御説明します。座って説明させていただきます。

資料6を御覧ください。改選前となりますが、3月13日に開催されました委

員会でも御報告しましたが、知事許可漁業の制限措置等の見直しについて、同日付で要望調査を実施したところです。4月末を目処に要望が提出されまして、資料のとおり取りまとめましたので、御報告します。漁業種類毎に整理を行っておりますが、まき網漁業、底びき網漁業、ごち網漁業、敷網漁業、刺し網漁業の要望があがっております。現在、要望があった漁協、団体に対し、聞き取りや要望内容の整理を進めているところです。

今後、聞き取り調査が終わりましたら、改めて委員会に御報告を行うとともに、対応の方向性について協議をさせていただければと考えております。

なお、本日は要望を取りまとめた一覧であり、聞き取り調査の結果、この資料に修正や追加等あるかもしれませんので、本日、暫定版である本資料は回収させていただきます。説明は以上です。

## ○阿久根議長

県としては、もう年末からずっと動いてきて、漁業者が減る一方でありますので、制限条件の緩和という形で進んで参りました。

いろいろな御意見もございましょうが、制限条件をつけて、本当に10年後、20年後に漁業者が存続するのか。今日、制限条件で漁獲圧を下げて操業してきた結果が、漁業者の衰退ということに繋がってるんじゃないかということで、方針を変えましたので、委員の皆様方もいろんな反対とか、いろいろな人がいると思いますが先ほど増本委員のおっしゃられた件もありますが、獲らないのがいいのか、10年後を目指して控えるのか、それとも、今を生き抜くのかということで、県といたしましては今をどう生き抜き、漁業者の所得をこれ以上悪いものにしないかということに舵を切りましたので、委員の皆様方もそのつもりでいてください。

## 【その他】

### ○阿久根議長

これをもちまして議題はすべて終了しましたが、委員の皆様方から、その他ありますか。

その他ですが、その他、私からひとつお願いがございます。

八代海の機船船びき網の件につきましては、新しく来られた方にも先般、少しはお話さしていただきましたが、鹿児島県は真摯な対応で強力に進めて参りまして、調整委員会で許可をすると決定して公示したわけでございます。にも関わらず、やっぱり熊本県がなかなか抵抗いたしまして、言葉が悪いですが、ありえない条件を付けてきております。

その中で、今般、春漁はもう終わりましたので、秋漁に向けた熊本県との協議

の進め方について御意見をお伺いいたします。

鹿児島海区漁業調整委員会により、天草不知火海区漁業調整委員会あてにですね、要請文書をこちらからまた出してみようかと、叩きつけようかと、言葉は悪いですが考えております。あまりにもですね不条理な合意がされておりますので、先ほど言ったように東町漁協の組合長さんもおられますが、ないごてこげんことを言われないとすまんとかってというようなことでですね、ずっと延々としている。このままじゃいけないと思いまして、こちらから要望書という形でですね、事務局案を作成していただいて、海区漁業調整委員会会長名で、熊本県に要望書を提出したいと。

その内容につきましては、試験操業は、当該海域の利用実態や資源状況を把握することを目的としておりまして、鹿児島県の試験操業ですから、それを十分認識してもらわないと。熊本県のためにやるんじゃないくて、鹿児島県の権利として、鹿児島本県の沖合、すでに不知火海で鹿児島県のごち網と棒受け網が許可されている海域ですので、そこで鹿児島県が自ら調査をする。

東町漁協におられます機船船びき網業者にですね、委託というかそこでやるという形でやっておりますので、あちらから不要な制限条件をこちらに課せられる必要はないと私は思っておりますので、断固として、こちらの権限としてやると。「そちらの言うのは、あんまりじゃないか。私どもとは関係ございません」と。

それから秋漁の協議を持ちかけまして、あちらから良き回答がなかったり、前回みたいに無視するようなことがありましたら、もう1回、両県海区漁業調整委員を交えて、再度協議を行い、そこで、引導を渡してやろうかなと思っております。言葉悪いですが、それが2番目。

試験操業に係る協議が公平公正なものとなるようにですね。あちらの委員会は、この件につきまして、委員会にはかけていないそうです。うちはどうして何年も前から東町漁協さん、北さつま漁協さんから出てきた要望について何年も揉み、何年も協議してきて決定した事項ですが、あちらは事務局の県庁内です、ね、ああだこうだ言ってるだけで、この件につきまして、鹿児島がこう思ってるのだということを委員会の委員の皆様方は「それ、把握してない。」ということですね。

あちらの委員会にも、ちゃんと委員会にかけて、「鹿児島はこういうことで、もう決定事項なんだから、何か言うことがあんのかと、まだ。」ということですねやっぱり委員の皆様意見も聞かずにですね、事務局や委員会のトップ三役だけでですね、委員のいやそればダメだとか、これも入れあれも入れと、まあいえば妨害するようなですね文言が多々入っておりますんで。

こちらはちゃんと正式にかけて決定事項としておりますので、これ以上野放

しにしている、もうずっとだらだらいくばかりじゃないかなと思いますので、あちらもちゃんと委員会を開いていただいて、その委員会でどういう判断をされるのか。

それにおいてはまた鹿児島県も皆様の御意見を聞きながらですね断固たる権利を主張していこうと思いますので、それについて、そのようにしてよろしいかを、皆様に諮りたい。「いや、ま、会長、あっちがせんならケンカをしないで、何もなかったことにしやんせ」というならそれでもいいんですが、何ととっても獅子島は鹿児島県ですからね。

#### ○重信委員

会長、新しい人なんかはもう全然わかってないですから。

#### ○阿久根議長

説明を前もしたんですが、経緯をちょっと説明して。今回こういうことになりますということをちょっと言ってくさる。

#### ○重信委員

それで春はさせてくれんかと。

#### ○阿久根議長

春はもらったんですけど、いかんせん、春漁は捕れないものは試験ができないわけだから。だから今鹿児島県がですね、大隅はちょこっとですかね、ちょこっとは出るけど、吹上浜一帯、大久保さんのところもうちも吹上の漁協も江口もですね、もう、皆無なんですよ。

試験操業という、したくても、魚がいないのだから、だからあっち側がワーワ一言っても、出てないんですから。魚がおったら出ましようということなので、そこまでやらせんちゅうのがおかしいんだと思うんですよ。

#### ○重信委員

ざっくりそこに、海図をだしたら。

#### ○阿久根議長

この前、資料を配布したんですよ。

一旦、暫時休憩にしましょう。

(暫時休憩。)

○阿久根議長

再開します。

○村田事務局次長

先ほど会長の方からの意見ということで、3点あったかと思います。

熊本県の海区の方に対しまして、①試験操業なので、そのような十分な認識を持って、不要な条件をつけてくれるなということと、②協議が整わない場合は、両県交えてあらためて海区の委員同士で協議をさせていただきたいということと、③公平公正な内容となるように、熊本県の海区の方でもしっかりと、委員会で諮ってくださってということの3点を、会長の意見として、いただいたと思いますので、その内容で、鹿児島海区の方から天草不知火海区の方に、文書、要請文を発出するというので、進めさせていただきたいと思います。

○阿久根議長

はい。よろしくお願いします。それでも無視したときには、もう本許可で出しましょう。こういうところは多々ありますよね。

○重信委員

酷いよね。

○阿久根議長

ちょっと酷いよね。もう、これを見たときに、何でよって。なんか、熊本県が主張している所は、そこはもう、ちょっと上を見れば、黒之瀬戸があるところの鼻のところだよ。よく我々は走ってるから、なんでここが熊本県よって。まあ、そういう状況です。

○久賀委員

今話したようなメンバーがきちんと議事録に掲載され、ちゃんと正規のルートで、きちんと調整委員会で、こちらとしてはきちんと話をしていますよってというのは、きちんと何かこう、文書じゃないですが、議事録として残しておいた方が委員の方たちも変わってくるのかなと。

○阿久根議長

暫時休憩の前に言ったことは、要するに、はい、どうぞ。

○村田事務局次長

過去の経緯も全部、我々は、海区委の中の議題として出てますから、議事録はホームページに示されています。

○阿久根議長

他に委員の皆様方から何かありますか。

○大久保委員

暫時休憩をよろしいですか。

○阿久根議長

暫時休憩とします。

(暫時休憩。)

○阿久根議長

再開します。他に何かありませんか。

○事務局（竹内水産技師）

水産振興課の竹内です。毎年委員会指示集というものを出しておりまして、こちらは本県のホームページに公表しております。令和7年度分が更新されましたので、またホームページ掲載、時間があるときに確認していただければと思います。

また紙で欲しいという方いらっしゃいましたらお声がけいただければ、次の委員会のときに印刷して準備しておきますので、その場合は教えてください。

内容としてはそんなにはないんですけども、ソデイカ漁業のところが少し変更されています。

○阿久根議長

他にないようでしたら、今日の委員会は閉じたいと思います。事務局からどうぞ。

○板坂事務局長

以上で第2回鹿児島海区漁業調整委員会を終了いたします。ありがとうございました。

— 令和7年6月16日（火）午後4時終了 —

議事録署名者

会長 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_